

日本産業看護学会の学術活動の利益相反（COI）に関する指針

日本産業看護学会（以下、「本会」という）は、産業看護学の発展と高度な実践能力・実践方法の開発により、社会に貢献することを目的としている。本会は、この目的を達成するために、次の事業を行っている。

- ① 日本産業看護学会学術集会の開催
- ② 学会誌等の発行
- ③ 産業看護に関する調査研究
- ④ 産業看護に関する教育研修
- ⑤ 国内外の関連学術団体との協力と連携
- ⑥ ニュースレターやホームページ等による広報活動
- ⑦ その他、本会の目的達成のために必要な事業

本会の学術集会・刊行物などで発表される研究においては、ケアの対象者を被験者とするさまざまな調査研究、実践研究および実験研究が行われるが、この過程で産学連携あるいは研究機関と事業所等による共同の研究・開発が行われる場合が少くない。このような産学連携による研究は産業看護学の進歩のためにきわめて重要であるが、研究によって得られる成果の社会への還元（公的利益）に加え、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合もある。これら 2 つの利益が研究者個人の中に生じる状態が利益相反（conflict of interest : COI）である。COI 状態が深刻な場合、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められるおそれや適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないなどの中立性、公明性を欠く可能性がある。

本会は、その事業の遂行において会員に

対して COI に関する基本的な考え方を示す。これによって、本会の研究の中立性と公明性を確保し、且つ産業看護学研究を積極的に推進し、社会的責務を果たす。

I. 指針策定の目的

「ヘルシンキ宣言」や、わが国で定められた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」において述べられているように、研究対象が人間である研究は、被験者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められる。本会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることを鑑み、「日本産業看護学会の学術活動の利益相反（COI）に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。その目的は、本会会員に対して COI についての基本的な考えを示し、本会が行う事業に参加し発表する場合、COI 状態を適切に自己申告によって開示させることにある。さらに本会が会員の COI 状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及、啓発を、中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、産業看護学の発展に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。本会会員が、以下に定める本指針を遵守することを求める。

II. COI 管理の対象者

COI 状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- ① 本会会員（正会員、賛助会員、名誉会員）
- ② 本会で発表・講演する者
- ③ 本会の役員（理事長、副理事長、理事、

監事，顧問），学術集会会長および副会長，各種委員会等の委員

- ④ 対象者と生計を一にする配偶者（パートナー）および1親等親族

Ⅲ．対象となる活動

本会が行うすべての事業における活動に対して，本指針を適用する．とくに，本会の学術集会，シンポジウムおよび講演会での発表，及び本会の学会誌，論文，図書などで発表するときに，本指針を遵守することが求められる．本会会員に対する教育的講演や，市民に対する公開講座を行う場合は，社会的影響力が強いことから，特に本指針遵守が求められる．

Ⅳ．申告すべき事項

対象者は，個人における以下の事項について，規程で定める基準を超える場合には，その正確な状況を本会理事長に申告するものとする．なお，申告された内容の開示，公開の方法については別に規程で定める．

- ① 企業・法人組織，営利を目的とする団体の役員，顧問職などへの就任
- ② 企業の株の保有
- ③ 企業・法人組織，営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- ④ 企業・法人組織，営利を目的とする団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤ 企業・法人組織，営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業・法人組織，営利を目的とする団

体が提供する研究費（受託研究，共同研究，寄付金など）

- ⑦ 企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する奨学（奨励）寄付金
- ⑧ 企業・法人組織，営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- ⑨ その他，上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領
- ⑩ 個人的利害関係が生じるような状態（機器等や役務の提供を受けている）

Ⅴ．COIとの関係で回避すべき事項

1) 産業看護学研究の結果の公表は，科学的な根拠と判断，あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである．対象者は産業看護学研究の結果とその解釈といった公表内容について，資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず，また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない．

2) 産業看護学研究，特に研究の計画・実施に決定権を持つ総括責任者は，次の項目に関して重大なCOI状態にない（依頼者との関係が少なく）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり，また選出後もその状態を維持すべきである．

- ① 研究を依頼する企業の株の保有
- ② 研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- ③ 研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員，理事，顧問職への就任（無償の場合は除く）

ただし，①～③に該当する研究者であっても，当該産業看護学研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり，かつ当該産業看護学研究が社会的に極めて重要な意義

をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該産業看護学研究の責任者に就任することができる。

VI. 役割と責務

1) 会員

本会の会員は、①正会員、②賛助会員、③名誉会員のいずれかである。会員は研究成果を学術集会等で発表する場合、当該研究実施に関わる COI 状態を適切に開示する義務を負うものとする。開示については指針に従い所定の書式にて行なう。本指針に反する事態が生じた場合には、理事会に報告する。

2) 役員等

本会の理事長、副理事長、理事、監事、顧問、各種委員会等の委員、学術集会会長および副会長は、本会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っているため、当該事業に関わる COI 状況については、常に意識的に行動し、また啓発に努めるものとする。

3) 理事会

上記の役員が本会のすべての事業を遂行する上で、深刻な COI 状態が生じた場合、あるいは COI の自己申告が不適切と認めた場合には、改善措置などを指示することができる。

4) 学術集会会長

本会学術集会で研究成果が発表される場合、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの対処

については理事会で審議する。

5) 研究編集委員会

研究成果が本会の刊行物などで発表される場合に、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。当該論文の掲載後に本指針に反していたことが明らかになった場合は、当該刊行物などに研究編集委員長名でその理由を告知することができる。なお、これらの対処については理事会承認を得て実施する。

6) 倫理・利益相反委員会

本会の倫理審査を実施する場合、研究計画が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には研究計画の変更を求めることができる。この場合、速やかに申請者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの対処については理事会承認を得て実施する。

7) その他の委員長・委員

それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については理事会で審議する。

8) 前記の改善の指示や差し止め処置を受けた者は、本会に対し、不服申立をすることができる。本会はこれを受理した場合、速やかに理事会等において再審議し、その結果を不服申立者に通知する。

VII. 指針違反者への措置と説明責任

1) 指針違反者への措置

本会理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、規程に定める手順にしたがい次の措置を取ることができる。

- ① 本会が開催する学術集会はもとより、すべての講演会での発表禁止
- ② 本会の刊行物への論文掲載禁止
- ③ 本会の学術集会会長就任禁止
- ④ 本会の理事会、委員会への参加の禁止
- ⑤ 本会の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止
- ⑥ 本会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

2) 不服の申立

被措置者が、本会に対し、不服申立を行い、本会がこれを受理したときは、理事会の協議を経て、その結果を被措置者に通知する。

3) 説明責任

本会は、自ら関与する場にて発表された研究に、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、理事会の協議を経て、社会への説明責任を果たす。

VIII. 規程の制定

本会は、学会の独自性、特殊性を勘案して、本指針を実際に運用するために必要な規程を制定することができる。

IX. 施行日および改正方法

本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。本指針を改正する場合は、理事会の審議

を経て評議員会で議決し、総会の承認を得る。

附則

本指針は令和7年1月9日より施行する。